

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/21

最終更新日 2021/10/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		9月1日
国立大学法人名		国立大学法人鹿児島大学
法人の長の氏名		佐野 輝
問い合わせ先		総務部企画評価課企画評価係 TEL : 099-285-7047 MAIL : kikakus@kuas.kagoshima-u.ac.jp
URL		https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/governance-code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>第129回経営協議会（令和3年9月22日）において、各原則に対する本学の適合状況及び「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和3年度）」（案）を確認いただき、ご意見をいただいた。</p>
		<p>【経営協議会からの意見】</p> <p>各原則に係る適合状況の整理、現時点で実施（適合）していない原則及びその対応予定も含め、適切に報告書が作成されていることを確認した。</p> <p>【対応】</p> <p>引き続き、各原則について、その関係規則等の適切な運用状況及びガバナンス体制の見直しを踏まえた適合状況を確認して、定期的に公表していく予定である。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認の方法】</p> <p>令和3年度第14回大学運営会議（令和3年9月14日）において、各原則に対する本学の適合状況及び「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和3年度）」（案）を確認いただき、ご意見をいただいた。</p>
		<p>【監事からの意見】</p> <p>補充原則4-2③について、令和3年2月に文部科学省が改正した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」については、対応する本学の規則等の見直し作業中であり、現時点では整備が完了していない状況であることから、原則に適合しているとは言えないと考える。 引き続き点検・見直しを進め、原則に適合した体制を整える必要がある。</p> <p>【対応】</p> <p>ご意見のとおり、補充原則4-2③については、現在、本学における取組の再点検を実施し、関係規則等の改正や不正防止計画・コンプライアンス教育・実施状況報告内容等の見直しを行っている段階にあり、現時点では原則に適合していないものとして整理することとした。 引き続き、ガイドラインに基づく本学における適切な管理・監査体制の検討を進め、「不正防止対策強化年度」とされている令和3年度中には、関係規則の整備及び体制構築を終えて、新たな体制の運用を開始予定である。</p>
		<p>【監事からの意見】</p> <p>今回、関係規則や体制を整備しており「実施（適合）している」と判断した各原則についても、関係規則等に沿って適切な運用がなされているか確認することや、より適切なガバナンス体制構築のための点検・改善を続けることが重要であることを意識し、今後とも適合状況の再確認を行っていくことが必要である。</p> <p>【対応】</p> <p>次回以降の報告書公表の際も、その関係規則等の適切な運用状況及びガバナンス体制の見直しを踏まえた適合状況を確認していく。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則4-2 ③ 公的研究費に係るガイドライン等の見直し】</p> <p>令和3年2月に文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正されており、現在、本学における取組の再点検を実施し、関係規則等の改正や不正防止計画・コンプライアンス教育・実施状況報告内容等の見直しを行っている段階にあり、現時点では原則に適合していないと判断した。</p> <p>引き続き点検・見直しを進め、令和3年度中には関係規則等の改正等を完了させる予定である。</p> <p>なお、研究倫理については「鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則」を定め、研究者、研究支援人材など広く研究活動に関わる者に研究倫理教育の履修を徹底させる体制を整備している。</p> <p>また、公的研究費に係る不正使用防止については、「鹿児島大学における公的研究費の取扱いに関する規則」を定めるとともに、「国立大学法人鹿児島大学における公的研究費に関する不正防止計画」の実施状況の確認・見直しを行い、令和3年4月に改正するなど、随時、体制整備及び見直しに取り組んでいる。</p> <p>○鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000540.html</p> <p>○鹿児島大学における公的研究費の取扱いに関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000573.html</p> <p>【研究費の不正使用・研究活動の不正行為への対応】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/research/injustice.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>鹿児島大学憲章において「学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす」ことをミッションとして掲げ、その中長期的なビジョンとして鹿児島大学長期改革プラン「2030年の鹿大」を策定している。「2030年の鹿大」策定にあたっては、県内の教育機関、産業界からの学外委員も加えて検討を重ね、平成30年6月に公表した。また、令和2年度には、学長を中心に第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）に向けた学長ビジョンについて検討を行い、令和2年11月の大学運営会議で決定、本学HPにおいて広く一般に公表している。</p> <p>これらのミッション、ビジョンを実現していくための目標及び具体的な戦略、道筋として、中期目標・中期計画（第3期：平成28年度～令和3年度）及び各年度の年度計画を策定・公表している。なお、令和4年度から始まる第4期中期目標期間に係る中期目標・中期計画については、令和3年度中に策定し公表する予定である。</p> <p>【鹿児島大学憲章】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html</p> <p>【2030年の鹿大】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadai2030.pdf</p> <p>【第4期中期目標期間に向けた学長ビジョン】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-72.html</p> <p>【中期目標、中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p> <p>【年度計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/nendokeikaku.html</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>法人の目標・戦略としている中期目標・中期計画について、事業年度毎の自己評価書、業務の実績に関する報告書及びその評価結果を大学HPにて公表している。また、その進捗状況や評価結果に応じて、中期計画の変更や年度計画策定に反映させ、大学HPにて公表している。</p> <p>【各事業年度に係る業務の実績に関する報告書・評価結果】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/32833.html</p> <p>【大学評価（法人・認証・自己・外部）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html</p> <p>【中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p> <p>【年度計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/nendokeikaku.html</p>
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>国立大学法人法及び学校教育法等に則り、法人運営に関しては「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、教学運営に関しては「鹿児島大学学則」により、組織の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しており、以下の規則を公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html</p> <p>○鹿児島大学学則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG000000095.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>法人経営に必要な人材の確保及び育成のため、「人事の基本目標」、「職員の人材確保及び選考」、「ダイバーシティの推進」、「人材育成」及び「人事評価」を柱とした国立大学法人鹿児島大学人事基本方針を令和3年3月16日に策定し、公表している。</p> <p>【人事基本方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-75.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等については、中期計画期間である6年間の予算、収支計画、資金計画を策定している。また、各事業年度の開始前に中期計画に基づく年度計画を定め、文部科学大臣に届け出るとともに、公表している。さらに、業務の実施に関して負託された財務情報に基づく財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすため、財務諸表を作成し公表している。</p> <p>【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p> <p>【年度計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/nendokeikaku.html</p> <p>【財務諸表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学の財政状態や運営状況及び教育・研究・診療等に係る活動内容を、本学を支えてくださる多くの方々に分かりやすくご説明しご理解いただくことを目的として、財務諸表の概説を作成している。</p> <p>【財務諸表の概説】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>法人経営を担う人材育成のため、部局等の准教授又は教授クラスを学長補佐として登用するとともに、部局長又は部局長経験者を副学長に登用するなど各階層の適任者に法人経営の一端を担わせている。また、国立大学協会が実施する各種研修等に関しても、関連する副学長等に積極的に参加させるなど可能な限り次代の経営人材の育成を行っている。</p> <p>令和3年3月には「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定・公表し、長期的視点に立って、経営に必要な能力を備える人材や教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、経営人材として計画的に確保・育成することとしている。</p> <p>【経営人材の確保・育成方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-76.html</p> <p>【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html</p> <p>【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>学長の意思決定や業務執行をサポートする体制として、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、理事の役割と権限を明確にするとともに、任命要件も明確にし、選任している。</p> <p>また、副学長及び学長補佐についても、「鹿児島大学副学長に関する規則」及び「鹿児島大学学長補佐に関する規則」に基づき、それぞれの役割や責任、権限等を明確にし、学長が責任を持って選任している。</p> <p>なお、学部長、研究科長選考に際しては、学長ビジョンを踏まえた所信表明を提出させ、学長とのヒアリングを行った後に選任している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html</p> <p>○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html</p> <p>○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html</p> <p>【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html</p> <p>【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html</p>
原則2-2-1 役員会の議事録		<p>国立大学法人鹿児島大学役員会規則に基づき、適正に審議を行い、意思決定を行っている。また、会議終了後は、大学HPにおいて、速やかに議事要旨を公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000002.html</p> <p>【役員会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai.html</p>
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>ダイバーシティの確保も念頭に、外部の経験を有する人材を登用してその知見を法人経営に活用するため、2名の女性理事を外部から登用しており、その状況は本学HP上に公表している。（非常勤理事2名）</p> <p>外部理事の選任にあたっては、経営協議会及び教育研究評議会での意見聴取の際に、登用の目的及び理由を明確化し、HP上で公表している。</p> <p>【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>多様な関係者の意見を経営に生かしていくため、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」に基づき、自治体、産業界、教育分野、医療分野等、幅広い分野から適任者を選考して参画いただいている。</p> <p>議題については、国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則に基づき設定するとともに、円滑な議事運営を図るため、会議開催1週間前までに資料の事前送付を行うこととしている。また、毎回テーマを設定した協議事項を設けることで、本法人に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かすこととしている。</p> <p>【経営協議会委員名簿】【経営協議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keieikyougikai.html</p> <p>【国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keikyo_gaiiin_senkouhousin.pdf</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000003.html</p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長の選考にあたっては、学長選考会議において、学長選考基準を策定し、国立大学法人法等の法規に則り、学長選考会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行っている。</p> <p>また、学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学HPにおいて公表している。</p> <p>なお、意向投票については、学長選考の参考のひとつとして実施することとしており、意向投票の結果が学長選考会議を縛るものではないことを明確にしているが、今後、学長選考会議において、改めて意向投票について議論を行う予定である。</p> <p>【学長選考会議/学長の選考について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>
<p>補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限定定の有無</p>		<p>平成29年11月17日開催の第65回学長選考会議において、学長の任期についての審議を行い、従前の1期3年（再任可、但し1回まで）を、1期4年・再任可・上限6年とする見直しを行い、改正した学長選考規則を公表している。（※規則改正は第67回学長選考会議）</p> <p>【第65回学長選考会議議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi(65).pdf</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学学長解任規則において、学長の解任に関し必要な事項を定め、公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長解任規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000488.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>国立大学法人鹿児島大学学長選考規則に基づき、4年の任期途中において、業績の評価（再任審査）を行うこととしており、学長選考会議による書面審査及び当該学長からのプレゼンテーションを踏まえ、学長選考会議からの助言等を行うこととしている。なお、結果については大学HPにて公表を予定している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>本学（本法人）においては、一法人一大学であることから、現時点において、理事長と学長を分離する必要性は高くないと考えられるが、今後も社会情勢等を踏まえつつ、学長選考会議において、必要性等も含め検討願うこととしている。</p>
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>内部統制システムを明確にし、その体制に基づくモニタリングを行い法人経営の見直しに活かすため、令和2年11月に国立大学法人鹿児島大学業務方法書に基づく「国立大学法人鹿児島大学内部統制規則」を制定し、内部統制システムの体制を公表した。</p> <p>内部統制規則に基づき、役員をメンバーとした内部統制委員会を設置し、コンプライアンス事象等を定期的又は随時に報告する体制を整備・運用しており、今後も内部統制の実効性を高めるため、継続的にその運用等を見直し、充実を図っていくこととしている。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学内部統制規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00001087.html</p>
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>法令に基づき、教育、組織、財務等に関する適切な情報を、本学HPにおいて広く公表している。</p> <p>【教育情報の公表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/activity.html</p> <p>【組織に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html</p> <p>【財務に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>また、本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。</p> <p>また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、その対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。</p> <p>【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。</p> <p>また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、その対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。</p> <p>【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html</p>
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<p>学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について、教育目標、学位授与方針等のポリシー、カリキュラムマップ等により整理し、大学HPにおいて公表している。</p> <p>【教育目標・ポリシー・カリキュラムマップ（CM）・ナンバリング】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/eoplcmnm.html</p> <p>学生の満足度については、本学で実施した学生アンケートの回答結果に基づく本学の教育成果や学生の学習成果等に関する情報を、本学高等教育研究開発センターHPにおいて公表している。</p> <p>【高等教育研究開発センターHP（2020年度大学IRコンソーシアムアンケート集計結果）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/higheducenter/2020IR_suukeikekka.pdf</p> <p>学生の進路状況については、大学概要や受験生向け大学紹介パンフレット、本学HP及び各学部HPで公表しているほか、外部の進学冊子等でも広く広報している。</p> <p>【キャリア形成支援（就職・進路データ）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/job/sinrodata.html</p>
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 （組織、業務及び財務に関する基礎的な情報） https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-gyoumu-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>（組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報） https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouintyou-senkou-p1.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouinkansa.html</p>